

平成30年3月29日

株主各位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

ダイトロン株式会社

代表取締役社長 前 績 行

第66期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第66期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

1. 第66期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果を報告いたしました。
2. 第66期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剩余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき30円とすることに決定されました。

第2号議案

補欠監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に兼田稔、山本宏昭の2氏が選任されました。

以上

期末配当金のお支払いについて

第66期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」記載の方法により、お受け取り下さいますようお願いいたします。

なお、銀行預金口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

100株未満の株式をお持ちの株主様へ

100株未満の当社株式（単元未満株式）は、そのままでは市場での売買ができませんが、当社では単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただけますのでお知らせいたします。

買取制度・・・ご所有の単元未満株式を当社にご売却いただく制度です。

買増制度・・・ご所有の単元未満株式を単元株式（100株）にするために、必要な株式を当社から買受けていただく制度です。

ご希望の方は、以下の問合せ先にお申し出下さい。

〈証券会社の口座でご所有の株式について〉

お取引の証券会社にお申し出下さい。

なお、買増制度についてはお取扱いできない証券会社もございますので、詳細についてはお取引の証券会社にご照会下さい。

〈特別口座に記録された株式について〉

証券会社に口座のない株主様は、三井住友信託銀行証券代行部（TEL：0120-782-031）にお申し出下さい。